

財務大臣殿
(日本銀行経由)

資産負債状況報告書

(年 月末現在)

根拠法規：外国為替の取引等の
報告に関する省令

主務官庁：財務省

報告年月日：

報告者：

名称及び

代表者の氏名

所在地

責任者の氏名

担当者の氏名(電話番号)

該当分に○(数字は計表ID)

外貨建	円建	
011	041	本邦店分
012	042	うち特金勘定分
014	044	本邦店信託勘定分
013	043	海外店分

計表ID(3桁)	
金融機関コード(5桁)	

(単位:百万米ドル、億円)

資産	コード	残高		うち中長期		負債	コード	残高		うち中長期	
			非居住者		非居住者				非居住者		非居住者
現金・預け金	0010					預り金	0010				
譲渡性預金	0050					譲渡性預金	0070				
コール・ローン	0060					コール・マネー	0080				
有価証券	0080					借入金	0100				
貿易手形	0120					有価証券	0170				
輸出手形	0130					未払送金為替	0180				
輸入手形	0150					本支店勘定	0190				
うちB/Cユーザンス	0170					特別国際金融取引勘定振替	0200				
貸付金	0180					その他	0210				
本支店勘定	0190					うち未整理等	0240				
特別国際金融取引勘定振替	0200					負債計	0220				
その他	0210										
うち未整理等	0240										
資産計	0220										

(記入要領)

- 西暦により記入すること。
- 「責任者の氏名」欄には、報告の提出について授權された者の氏名を記入すること。
- 本報告書は、毎月末日における対外取引に係る資産及び負債を対象(支払承諾勘定及び同見返勘定を除く。)とし、次に掲げる区分に従い別葉に作成すること。なお、米ドル以外の外国通貨については、米ドルに換算の上、記入すること。
 - 「外貨建本邦店分」：本邦店の外貨建資産及び外貨建負債(信託業務を兼営する銀行等が信託勘定で行うものを除く。)を対象とする。
 - 「円建本邦店分」：本邦店の非居住者に対する本邦通貨建資産(輸入手形を含む。)及び本邦通貨建負債(信託業務を兼営する銀行等が信託勘定で行うものを除く。)並びに居住者に対する本邦通貨建資産及び本邦通貨建負債のうち、特別国際金融取引勘定に経理されているものを対象とする。
 - 「うち特金勘定分」：特別国際金融取引勘定承認金融機関のみ報告を要する。
 - 「外貨建本邦店信託勘定分」：金銭の信託、有価証券の信託及び金銭債権の信託に係るものを対象とする。
 - 「円建本邦店信託勘定分」：非居住者に対する金銭の信託、有価証券の信託及び金銭債権の信託に係る本邦通貨建資産及び本邦通貨建負債を対象とする。
 - 「外貨建海外店分」及び「円建海外店分」：海外店を有する本邦の銀行等のみ報告を要する。なお、「海外店分」の報告書には「貸付金」欄を除き「非居住者」欄の記入は要しない。
- 「うち中長期」欄には、原契約期間が1年を超えるものを記入すること。
- 「輸入手形」の「うちB/Cユーザンス」欄は、当該科目を識別できる場合に記入すること(識別できない場合には記入をしなくても差し支えない。)

(日本産業規格A4)

「資産負債状況報告書」記入の手引
(直近改訂時点：2024年10月)

1. 報告を要する者

(1) 外為令第11条の2第5項第11号に規定する特別国際金融取引勘定承認金融機関^(注)(以下「承認金融機関」という)

(注) 特別国際金融取引勘定(以下「特金勘定」という)とは、オフショア(Japan Offshore Market=JOM)勘定のことをいう。

(2) 報告省令第15条、第16条、第17条、第19条及び第21条又は第22条の規定による報告をする銀行等(承認金融機関を除く)

2. 報告の根拠となる法令条文

(1) 報告省令第14条第1項第2号、第14条の2第1項第2号、第14条の3第1項第2号(1.(1)に該当する者)

(2) 報告省令第23条(1.(2)に該当する者)

3. 報告書の提出先と照会先

(1) 提出先：〒103-8660 東京都中央区日本橋本石町2-1-1

日本銀行国際局国際収支課国際収支統計グループ 61番窓口

(郵送の場合の宛先：〒103-8660 日本郵便株式会社にほんばし蔵前郵便局私書箱30号
日本銀行国際局国際収支課国際収支統計グループ)

(2) 本報告書に関する照会先：外為法の報告書に関する照会先一覧を参照

4. 報告書に計上する時期

毎月末現在

5. 報告書の提出期限

翌月15日まで。

—— 提出期限が休日(日本銀行の営業日以外をいう。以下同じ)の場合は、休日の前日まで。なお、郵送の場合は期限までに必着とする。

6. 提出部数

1部。次に掲げる報告区分毎に別葉に作成すること。

〔 外貨建本邦店分、うち特金勘定分、外貨建本邦店信託勘定分、外貨建海外店分、
円建本邦店分、うち特金勘定分、円建本邦店信託勘定分、円建海外店分 〕

7. 報告書に記入する金額の単位と使用する換算レート

- (1) 金額単位：外貨建については百万米ドル（単位未満四捨五入）、円建については億円（単位未満四捨五入）
- (2) 米ドル以外の外国通貨を米ドルに換算する場合の換算レート：報告省令レート

8. 報告の対象

- (1) 本報告書は、毎月末日における対外取引に係る資産及び負債を対象とする。ただし、支払承諾勘定及び同見返勘定を除く。
- (2) 報告区分と報告内容
次の通り、必要な報告区分と報告内容・範囲を確認のうえ、集計すること。

報告者・報告区分毎の報告の要否

報告者	報告区分		報告区分		外貨建 本邦店 信託勘定分 (014)	円建 本邦店 信託勘定分 (044)	外貨建 海外店分 (013)	円建 海外店分 (043)
	外貨建 本邦店分 (011)	うち 特金勘定分 (012)	円建 本邦店分 (041)	うち 特金勘定分 (042)				
承認金融機関								
承認銀行等								
信託業務を兼営する銀行等	○	○	○	○	○	○	○	○
その他	○	○	○	○	—	—	○	○
承認金融商品取引業者	—	○	—	○	—	—	—	—
承認保険会社	—	○	—	○	—	—	—	—
承認金融機関以外の銀行等								
信託業務を兼営する銀行等	○	—	○	—	○	○	○	○
その他	○	—	○	—	—	—	○	○

(注) 「○」：当該報告区分の報告は必要、「—」：当該報告区分の報告は不要。

イ. 本邦店分 (011、041)

特金勘定を含む銀行勘定（信託勘定を除く）の残高を対象とし、本邦店全店を集計する。

(注) 円建本邦店分 (041) のうち居住者に対する残高は報告対象外（ただし、特金勘定に経理される居住者残高は報告対象）。

ロ. 本邦店うち特金勘定分 (012、042)

特金勘定に経理される残高を対象とし、承認金融機関のみ報告を要する。

(注) 承認金融商品取引業者及び承認保険会社は、特金勘定分 (012、042) のみ報告を要し、本邦店分の報告は不要。

ハ. 本邦店信託勘定分 (014、044)

本邦店の信託勘定の残高を対象とし、信託業務を兼営する銀行等のみ報告を要する。
ただし、信託勘定で外為業務を行わない銀行等は報告を要しない。

(注) 金銭の信託、有価証券の信託、金銭債権の信託及び包括信託に係るものを対象とする。

ニ. 海外店分 (013、043)

邦銀の海外店の残高（信託勘定を含む）を対象とし、海外店全店分を集計する。外銀および海外店を有さない邦銀は報告を要しない。

(3) 報告を要する残高がない場合、又は残高が報告単位金額に満たない場合の報告の要否は次表の通り。

報告者	報告を要する残高がない場合	残高が報告単位金額に満たない場合
承認金融機関	「該当なし」と記載して報告	「0」と記入して報告
承認金融機関以外の銀行等	報告不要	「0」と記入して報告

(4) 「円建」「外貨建」区分

イ. 「円建」には、本邦通貨建て（日本円を単位とする通貨）の資産・負債を計上し、ユーロ円は円建に含めること。

ロ. 「外貨建」には、外国通貨建て（本邦通貨以外の通貨）の資産・負債を計上し、二重通貨建債券、円建外貨払契約、外貨建円払契約のものは、外貨建に含めること。

(5) 「居住者」「非居住者」区分

報告者が保有する資産又は負債のうち非居住者に対するものについては、次表を参考に、「非居住者」欄に記入すること。なお、「海外店分」の報告書の「非居住者」欄には「貸付金」欄のみ計数を記入し、他の欄は空欄（区分なし）とすること。

—— 東京ドル・コール取引は「居住者」に区分する。

—— 特金勘定における本邦にある他の承認金融機関（他の承認金融機関の特金勘定）との取引は「居住者」に区分する。

—— 「海外店分」の報告書についても、「非居住者」は本邦からみた場合の非居住者を指し、例えば、米国所在店舗の米国居住者に対する貸出も「非居住者」に区分する（貸付金のみ居住性を区分して記入すること）。

報告書作成上の居住者、非居住者区分

項 目	居住者	非居住者
現 金	/	○
預 け 金 、 預 り 金		
コール・ローン、コール・マネー		
有 価 証 券	(注 1)	(注 1)
輸 出 手 形	/	○
輸 入 手 形	○	/
貸 付 金		
借 入 金		
本 支 店 勘 定	/	○
未払送金為替（未払外国為替）	(注 2)	(注 2)
そ の 他		
送金小切手、T/C等（売渡外国為替）	(注 2)	(注 2)
貸 倒 引 当 金 等	○	/
繰延税金資産、繰延税金負債	○	/

※ ○は、居住性区分が限定されるものを表わす。表示がない項目は、取引相手先の居住性により区分すること。なお、居住性に変更が生じるケースについては、確認できる範囲で計上すること。

(注 1) 「有価証券」の居住性区分

資産の場合には、その有価証券の発行体の居住性により区分すること。負債の場合には、その有価証券の保有者の居住性により区分すること。なお、保有者の居住性は確認できる範囲内で記入して差支えない。また、約定に係る未収金（未払金）は「その他」に計上し、居住性区分は取引相手先の居住性により区分すること。

(注 2) 「未払外国為替」「売渡外国為替」等の被仕向送金又は仕向送金の居住性区分

非居住者からの被仕向送金（未払外国為替）の場合は送金依頼人の居住性である非居住者に区分すること。非居住者への仕向送金（売渡外国為替）の場合は送金先である非居住者に区分すること。なお、在日の他の銀行等への預け金を through する場合でも最終的に非居住者と居住者との受払い取引となる場合には非居住者に区分すること。

(6) 「中長期」「短期」区分

原契約期間が 1 年を超えるものについては、「うち中長期」欄に記入すること。いわゆる end-end の原則により、1 年後の応答日が休日に当たる場合等において、期間計算上 1

年超でも慣行上1年として契約されるものは、当該欄には記入しないこと。

- 「貸付金」に計上される Revolving Credit Facility に基づく貸付は、実際の貸付期間が1年以内（3～6ヶ月のころがし形態を含む）の場合は「短期」に区分し、「うち中長期」欄には含めない。
- 「有価証券」に計上される株式及び永久債等、期間の定めのないものは「うち中長期」に含める。
- 「その他」に計上される未収金又は未払金は、約定から決済までの期間で区分。
- 「その他」に計上される「先物取引差入証拠金」、「先物取引差金勘定」及び「金融派生商品」（本支店間の取引を含む）は、原契約にかかわらず「短期」に含める。

9. 記入の方法と留意点

(1) 「報告年月日」欄

西暦とすること。日付は日本銀行国際局国際収支課国際収支統計グループに提出する日（郵送の場合は発送日）とすること。

(2) 「名称及び代表者の氏名」欄

代表者とは会社を代表する取締役等のこと。氏名の冒頭に役職名（代表取締役社長等）も付記すること。押印は不要。

(3) 「責任者の氏名」欄

報告の提出について授権された責任者（報告者の内部規定に基づき選定）。責任者の選定にあたり肩書は問わない。押印は不要。

(4) 「担当者の氏名（電話番号）」欄

イ. 担当者は、本報告書に関する照会に対応できる者（複数でも可）を記入すること。

ロ. 電話番号はできるだけ直通番号を記入すること。代表番号の場合は、内線番号・担当部署名を補記すること。

(5) 「計表ID」「金融機関コード」欄

イ. 「計表ID」は報告区分毎に記入すること（例えば外貨建本邦店分は011、円建本邦店分は041と記入する）。

ロ. 「金融機関コード」は、5桁（日本銀行が通知するコード）で記入すること。

(6) 各項目の記入について

各項目には、次に掲げる日計表科目（「 」で表示）のうち対外資産・負債及び対居住者外貨資産・負債の残高を計上すること。なお、特定取引勘定を設置する者は、同勘定に経理する残高を、各取引の性質により次の分類に準じて計上すること。

イ. 資産項目

(イ) 現金・預け金

(1) 報告対象項目

- ・「現金預け金」（ただし「譲渡性預け金」を除く）
- ・「外国為替」のうち「外国他店預け」

(2) その他の留意事項

- ① 「現金」（うち外貨）及び「外国通貨」は外貨建本邦店分の報告書の非居住者欄に記入すること。
- ② 「譲渡性預け金」は譲渡性預金欄に計上するため本欄には含めない。

(ロ) 譲渡性預金（資産）

(1) 報告対象項目

「現金預け金」のうち「譲渡性預け金」

(2) その他の留意事項

外為令第2条第2項の規定に拘らず、有価証券欄には含めないこと。

(ハ) コール・ローン

(1) 報告対象項目

「コールローン」

(2) その他の留意事項

期間一年超の取引は貸付金欄へ記入すること。

(ニ) 有価証券（資産）

(1) 報告対象項目

- ・「有価証券」
- ・「買入手形」（ただし貿易取引に伴うものを除く）
- ・「買入金銭債権」のうち「コマーシャル・ペーパー」
- ・受益権証券、資産担保証券（ABS）

(ホ) 貿易手形

(1) 報告対象項目

- ・「買入手形」及び「貸出金」中の「割引手形」（いずれも貿易取引に伴うもの）
- ・次に掲げる貿易取引に伴う外国為替債権の残高

①輸出手形欄

「外国為替」中の「買入外国為替」のうち、本邦店における輸出為替、海外店における輸入為替のうち日本側輸出取引に関するもの及びこれらに準ずる為替の残高。

- ・本邦店において、顧客から買取った輸出手形が取立て又は再割引等により自己名義の勘定に代り金の振込みが行われるまでの間の債権（買入外為）。
- ・海外店における輸入為替のうち日本側輸出取引に関するものとは、例えば、本邦店が買取ったサイト・リインバースメント条項付期限付手形について海外店のリインバースを受けたものを指す（この場合には海外店分に残高を記入）。

②輸入手形欄

「外国為替」中の「取立外国為替」のうち、本邦店における輸入為替、海外店における輸出為替のうち日本側輸入取引に関するもの及びこれらに準ずる為替の残高。

- ・本邦店において、銀行等が輸入取引の対外決済終了後、顧客から見返手形を徴求し代り金の取立を猶予した輸入ユーザンス債権（いわゆる本邦ローン）と、ユーザンス債権ではないが顧客から代り金を取立てるまでの過渡的な債権（取立外為）。
- ・海外店における輸出為替のうち日本側輸入取引に関するものとは、海外店がユーザンスL/Cに基づき海外輸出業者の振出した手形を引受け買取った場合（引受けのみの取引を含む）及び、海外店が海外輸出業者の振出した信用状なし期限付手形を期限前に買い取った場合を指す。なお、うちB/Cユーザンス欄は、当該科目を識別できる場合に記入すること（識別できない場合には記入をしなくても差し支えない）。

(ヘ) 貸付金

(1) 報告対象項目

- ・「貸出金」（ただし「割引手形」のうち貿易取引に伴うものを除く）
- ・「外国為替」のうち「外国他店貸」

(2) その他の留意事項

本支店間の貸借は本支店勘定欄に計上するため本欄には含めない。

(ト) 本支店勘定（資産）

(1) 報告対象項目

本支店勘定（資産）欄には、本支店間（国内本支店間は含まない）で発生する貸借残高を資産・負債両建てで記入する。

(2) その他の留意事項

本支店間の現先取引、債券貸借取引及びデリバティブ取引はその他欄に計上するため本欄には含めない。

(チ) 特別国際金融取引勘定振替 (資産)

(1) 報告対象項目

特別国際金融取引勘定振替欄には、特金勘定から一般勘定への振替額として、資産残高と負債残高との差額に相当する金額を、資産残高が負債残高を超過している場合は負債欄に、負債残高が資産残高を超過している場合は資産欄に、それぞれ記入すること。

(リ) その他 (資産)

(1) 報告対象項目

その他(資産)欄には、他の報告項目のいずれにも該当しない資産残高を記入すること。具体的には次の通り。

- ・「買現先勘定」(マージンコール発生に伴う担保金増減を含む。本支店間の取引を含む)
- ・「債券貸借取引支払保証金」(マージンコール発生に伴う増減を含む。本支店間の取引を含む)
- ・「買入金銭債権」のうち有価証券(資産)に計上したもの以外
- ・「金銭の信託」
- ・「外国為替」のうち「買入外国為替」及び「取立外国為替」(ただし貿易取引に伴うものを除く)
- ・「その他資産」
- ・「銀行勘定貸」(信託勘定分のみ)
- ・「信託受益権」(信託勘定分のみ)
- ・その他の対外取引等に係る資産

(2) その他の留意事項

- ① 「その他資産」のうち「金融派生商品」(本支店間の取引を含む)については、評価損益見合相当額をネット・アウトせず、資産負債両建てで記入すること。
- ② 金銭の信託の決算期における時価評価を算出する場合は、簿価をその他とうち未整理等の両欄に記入し、評価損益見合相当額をその他欄のみに記入すること。

(ヌ) その他 うち未整理等 (資産)

(1) 報告対象項目

その他うち未整理等(資産)欄には、前述のその他欄に記入するもののうち、発生時に対応勘定として現金、預け金・預り金の変動を伴う資産を計上する。ただし、次に掲げるものの残高は、うち未整理等欄に含めず、その他欄のみに記入すること。

- － 「買現先勘定」(マージンコール発生に伴う担保金増減を含む。本支店間の取引を含む)
- － 「債券貸借取引支払保証金」(マージンコール発生に伴う担保金増減を含む。本支店間の取引を含む)
- － 「その他資産」のうち「先物取引差入証拠金」、「先物取引差金勘定」及び「金融派生商品」

(本支店間の取引を含む)

(2) その他の留意事項

金銭の信託の決算期における時価評価を算出する場合は、簿価をその他とうち未整理等の両欄に記入し、評価損益見合相当額をその他欄のみに記入すること。

ロ. 負債項目

(イ) 預り金

(1) 報告対象項目

- ・「預金」
- ・「外国為替」のうち「外国他店預り」

(ロ) 譲渡性預金（負債）

(1) 報告対象項目

「譲渡性預金」

(2) その他の留意事項

外為令第2条第2項の規定に拘らず、有価証券欄には含めないこと。

(ハ) コール・マネー

(1) 報告対象項目

「コールマネー」

(2) その他の留意事項

- ① 期間一年超の取引は「借入金」欄へ記入すること。
- ② 出し手がコール・ローンと報告するのに対し、取り手が預り金と報告することがないよう契約を確認の上、記入すること。

(ニ) 借入金

(1) 報告対象項目

- ・「借入金」
- ・「外国為替」のうち「外国他店借」

(2) その他の留意事項

本支店間の貸借は本支店勘定欄に計上するため本欄には含めない。

(ホ) 有価証券（負債）

(1) 報告対象項目

- ・「売渡手形」

- ・「コマーシャル・ペーパー」
- ・「短期社債」
- ・「社債」
- ・「新株予約権付社債」
- ・受益証券発行信託、貸付信託（信託勘定分のみ）
- ・社債的受益権（信託勘定分のみ）

(2) その他の留意事項

信託契約のうち、受益証券発行信託及び貸付信託は本欄に含めるが、それ以外はその他（負債）欄に記入。

(へ) 未払送金為替

(1) 報告対象項目

「外国為替」のうち「未払外国為替」

(2) その他の留意事項

非居住者からの被仕向送金の場合、送金依頼人の居住性である非居住者として区分すること。

(ト) 本支店勘定（負債）

(1) 報告対象項目

本支店勘定（負債）欄には、本支店間（国内本支店間は含まない）で発生する貸借残高を資産・負債両建てで記入する。

(2) その他の留意事項

本支店間の現先取引、債券貸借取引及びデリバティブ取引はその他欄に計上するため本欄には含めない。

(チ) 特別国際金融取引勘定振替（負債）

(1) 報告対象項目

特別国際金融取引勘定振替欄には、特金勘定から一般勘定への振替額として、資産残高と負債残高との差額に相当する金額を、資産残高が負債残高を超過している場合は負債欄に、負債残高が資産残高を超過している場合は資産欄に、それぞれ記入すること。

(リ) その他（負債）

(1) 報告対象項目

その他（負債）欄には、他の報告項目のいずれにも該当しない負債残高を記入すること。具体的には次の通り。

- ・「売現先勘定」（マージンコール発生に伴う担保金増減を含む。本支店間の取引を含む）
- ・「債券貸借取引受入担保金」（マージンコール発生に伴う増減を含む。本支店間の取引を含む）

- ・「外国為替」のうち「売渡外国為替」
- ・「信託勘定借」（銀行勘定分のみ）
- ・「その他負債」
- ・受益証券発行信託及び貸付信託を除く信託（信託勘定分のみ）
- ・その他の対外取引等に係る負債

(2) その他の留意事項

- ① 「その他負債」のうち「金融派生商品」（本支店間の取引を含む）については、評価損益見合相当額をネット・アウトせず、資産負債両建てで記入すること。
- ② 信託契約のうち、受益証券発行信託及び貸付信託は有価証券（負債）欄に記入。
- ③ 金銭の信託の決算期における時価評価を算出する場合は、簿価をその他とうち未整理等の両欄に記入し、評価損益見合相当額をその他欄のみに記入すること。

(ヌ) その他 うち未整理等（負債）

(1) 報告対象項目

その他うち未整理等（負債）欄には、前述のその他（負債）欄に記入するもののうち、発生時に対応勘定として現金、預け金・預り金の変動を伴う負債を計上する。ただし、以下の残高はうち未整理等欄に含めず、その他欄のみに記入すること。

- － 「売現先勘定」（マージンコール発生に伴う担保金増減を含む。本支店間の取引を含む）
- － 「債券貸借取引受入担保金」（マージンコール発生に伴う増減を含む。本支店間の取引を含む）
- － 「その他負債」のうち「先物取引受入証拠金」、「先物取引差金勘定」及び「金融派生商品」（本支店間の取引を含む）

(2) その他の留意事項

金銭の信託の決算期における時価評価を算出する場合は、簿価をその他とうち未整理等の両欄に記入し、評価損益見合相当額をその他欄のみに記入すること。

財務大臣殿
(日本銀行経由)

【記入例】

欄には記入しないこと。

資産負債状況報告書

(2014年 1月末現在)

根拠法規：外国為替の取引等の
報告に関する省令

主務官庁：財務省

報告年月日： 2014. 02. 15

報告者：

名称及び いろは銀行

代表者の氏名

所在地

責任者の氏名 いろは 太郎

担当者の氏名(電話番号) いろは 次郎(03-1234-5678)

該当分に○(数字は計表ID)

外貨建	円建	
○ 011	041	本邦店分
012	042	うち特金勘定分
014	044	本邦店信託勘定分
013	043	海外店分

計表ID(3桁)	011
金融機関コード(5桁)	00789

全葉について該当なし

(単位:百万米ドル、億円)

資産	コード	残高		うち中長期		負債	コード	残高		うち中長期	
			非居住者		非居住者				非居住者		非居住者
現金・預け金	0010					預り金	0010				
譲渡性預金	0050					譲渡性預金	0070				
コール・ローン	0060					コール・マネー	0080				
有価証券	0080					借入金	0100				
貿易手形	0120					有価証券	0170				
輸出手形	0130					未払送金為替	0180				
輸入手形	0150					本支店勘定	0190				
うちB/Cユーザンス	0170					特別国際金融取引勘定振替	0200				
貸付金	0180					その他	0210				
本支店勘定	0190					うち未整理等	0240				
特別国際金融取引勘定振替	0200					負債計	0220				
その他	0210										
うち未整理等	0240										
資産計	0220										

(記入要領)

- 西暦により記入すること。
- 「責任者の氏名」欄には、報告の提出について授權された者の氏名を記入すること。
- 本報告書は、毎月末日における対外取引に係る資産及び負債を対象(支払承諾勘定及び同見返勘定を除く。)とし、次に掲げる区分に従い別葉に作成すること。なお、米ドル以外の外国通貨については、米ドルに換算の上、記入すること。
 - 「外貨建本邦店分」：本邦店の外貨建資産及び外貨建負債(信託業務を兼営する銀行等が信託勘定で行うものを除く。)を対象とする。
 - 「円建本邦店分」：本邦店の非居住者に対する本邦通貨建資産(輸入手形を含む。)及び本邦通貨建負債(信託業務を兼営する銀行等が信託勘定で行うものを除く。)並びに居住者に対する本邦通貨建資産及び本邦通貨建負債のうち、特別国際金融取引勘定に経理されているものを対象とする。
 - 「うち特金勘定分」：特別国際金融取引勘定承認金融機関のみ報告を要する。
 - 「外貨建本邦店信託勘定分」：金銭の信託、有価証券の信託及び金銭債権の信託に係るものを対象とする。
 - 「円建本邦店信託勘定分」：非居住者に対する金銭の信託、有価証券の信託及び金銭債権の信託に係る本邦通貨建資産及び本邦通貨建負債を対象とする。
 - 「外貨建海外店分」及び「円建海外店分」：海外店を有する本邦の銀行等のみ報告を要する。なお、「海外店分」の報告書には「貸付金」欄を除き「非居住者」欄の記入は要しない。
- 「うち中長期」欄には、原契約期間が1年を超えるものを記入すること。
- 「輸入手形」の「うちB/Cユーザンス」欄は、当該科目を識別できる場合に記入すること(識別できない場合には記入をしなくても差し支えない。)

財務大臣殿
(日本銀行経由)

【記入例】

欄には記入しないこと。

資産負債状況報告書

(2014年 1月末現在)

根拠法規：外国為替の取引等の
報告に関する省令
主務官庁：財務省

報告年月日： 2014. 02. 15

報告者：

名称及び いろは銀行

代表者の氏名

所在地

責任者の氏名 いろは 太郎

担当者の氏名(電話番号) いろは 次郎(03-1234-5678)

該当分に○(数字は計表ID)

外貨建	円建	
011	041	本邦店分
○ 012	042	うち特金勘定分
014	044	本邦店信託勘定分
013	043	海外店分

計表ID(3桁)	012
金融機関コード(5桁)	00789

該当なし

(単位:百万米ドル、億円)

資産	コード	残高		うち中長期		負債	コード	残高		うち中長期	
			非居住者		非居住者				非居住者		非居住者
現金・預け金	0010					預り金	0010				
譲渡性預金	0050					譲渡性預金	0070				
コール・ローン	0060					コール・マネー	0080				
有価証券	0080					借入金	0100				
貿易手形	0120					有価証券	0170				
輸出手形	0130					未払送金為替	0180				
輸入手形	0150					本支店勘定	0190				
うちB/Cユーザンス	0170					特別国際金融取引勘定振替	0200				
貸付金	0180					その他	0210				
本支店勘定	0190					うち未整理等	0240				
特別国際金融取引勘定振替	0200					負債計	0220				
その他	0210										
うち未整理等	0240										
資産計	0220										

(記入要領)

- 西暦により記入すること。
- 「責任者の氏名」欄には、報告の提出について授權された者の氏名を記入すること。
- 本報告書は、毎月末日における対外取引に係る資産及び負債を対象(支払承諾勘定及び同見返勘定を除く。)とし、次に掲げる区分に従い別葉に作成すること。なお、米ドル以外の外国通貨については、米ドルに換算の上、記入すること。
 - 「外貨建本邦店分」：本邦店の外貨建資産及び外貨建負債(信託業務を兼営する銀行等が信託勘定で行うものを除く。)を対象とする。
 - 「円建本邦店分」：本邦店の非居住者に対する本邦通貨建資産(輸入手形を含む。)及び本邦通貨建負債(信託業務を兼営する銀行等が信託勘定で行うものを除く。)並びに居住者に対する本邦通貨建資産及び本邦通貨建負債のうち、特別国際金融取引勘定に経理されているものを対象とする。
 - 「うち特金勘定分」：特別国際金融取引勘定承認金融機関のみ報告を要する。
 - 「外貨建本邦店信託勘定分」：金銭の信託、有価証券の信託及び金銭債権の信託に係るものを対象とする。
 - 「円建本邦店信託勘定分」：非居住者に対する金銭の信託、有価証券の信託及び金銭債権の信託に係る本邦通貨建資産及び本邦通貨建負債を対象とする。
 - 「外貨建海外店分」及び「円建海外店分」：海外店を有する本邦の銀行等のみ報告を要する。なお、「海外店分」の報告書には「貸付金」欄を除き「非居住者」欄の記入は要しない。
- 「うち中長期」欄には、原契約期間が1年を超えるものを記入すること。
- 「輸入手形」の「うちB/Cユーザンス」欄は、当該科目を識別できる場合に記入すること(識別できない場合には記入をしなくても差し支えない。)

財務大臣殿
(日本銀行経由)

【記入例】

欄には記入しないこと。

資産負債状況報告書

(2014年 1月末現在)

根拠法規：外国為替の取引等の
報告に関する省令
主務官庁：財務省

報告年月日： 2014.02.15

報告者：

名称及び いろは銀行

代表者の氏名

所在地

責任者の氏名 いろは 太郎

担当者の氏名(電話番号) いろは 次郎(03-1234-5678)

該当分に○(数字は計表ID)

外貨建	円建	
011	041	本邦店分
012	042	うち特金勘定分
014	044	本邦店信託勘定分
○ 013	043	海外店分

計表ID(3桁)	013
金融機関コード(5桁)	00789

該当なし

(単位:百万米ドル、億円)

資産	コード	残高		うち中長期		負債	コード	残高		うち中長期	
			非居住者		非居住者				非居住者		非居住者
現金・預け金	0010					預り金	0010				
譲渡性預金	0050					譲渡性預金	0070				
コール・ローン	0060					コール・マネー	0080				
有価証券	0080					借入金	0100				
貿易手形	0120					有価証券	0170				
輸出手形	0130					未払送金為替	0180				
輸入手形	0150					本支店勘定	0190				
うちB/Cユーザンス	0170					特別国際金融取引勘定振替	0200				
貸付金	0180					その他	0210				
本支店勘定	0190					うち未整理等	0240				
特別国際金融取引勘定振替	0200					負債計	0220				
その他	0210										
うち未整理等	0240										
資産計	0220										

(記入要領)

- 西暦により記入すること。
- 「責任者の氏名」欄には、報告の提出について授權された者の氏名を記入すること。
- 本報告書は、毎月末日における対外取引に係る資産及び負債を対象(支払承諾勘定及び同見返勘定を除く。)とし、次に掲げる区分に従い別葉に作成すること。なお、米ドル以外の外国通貨については、米ドルに換算の上、記入すること。
 - 「外貨建本邦店分」：本邦店の外貨建資産及び外貨建負債(信託業務を兼営する銀行等が信託勘定で行うものを除く。)を対象とする。
 - 「円建本邦店分」：本邦店の非居住者に対する本邦通貨建資産(輸入手形を含む。)及び本邦通貨建負債(信託業務を兼営する銀行等が信託勘定で行うものを除く。)並びに居住者に対する本邦通貨建資産及び本邦通貨建負債のうち、特別国際金融取引勘定に経理されているものを対象とする。
 - 「うち特金勘定分」：特別国際金融取引勘定承認金融機関のみ報告を要する。
 - 「外貨建本邦店信託勘定分」：金銭の信託、有価証券の信託及び金銭債権の信託に係るものを対象とする。
 - 「円建本邦店信託勘定分」：非居住者に対する金銭の信託、有価証券の信託及び金銭債権の信託に係る本邦通貨建資産及び本邦通貨建負債を対象とする。
 - 「外貨建海外店分」及び「円建海外店分」：海外店を有する本邦の銀行等のみ報告を要する。なお、「海外店分」の報告書には「貸付金」欄を除き「非居住者」欄の記入は要しない。
- 「うち中長期」欄には、原契約期間が1年を超えるものを記入すること。
- 「輸入手形」の「うちB/Cユーザンス」欄は、当該科目を識別できる場合に記入すること(識別できない場合には記入をしなくても差し支えない。)

財務大臣殿
(日本銀行経由)

【記入例】

欄には記入しないこと。

資産負債状況報告書

(2014年 1月末現在)

根拠法規：外国為替の取引等の
報告に関する省令

主務官庁：財務省

報告年月日： 2014. 02. 15

報告者：

名称及び いろは銀行

代表者の氏名

所在地

責任者の氏名 いろは 太郎

担当者の氏名(電話番号) いろは 次郎(03-1234-5678)

該当分に○(数字は計表ID)

外貨建	円建	
011	041	本邦店分
012	042	うち特金勘定分
○ 014	044	本邦店信託勘定分
013	043	海外店分

計表ID(3桁)	014
金融機関コード(5桁)	00789

該当なし

(単位:百万米ドル、億円)

資産	コード	残高		うち中長期		負債	コード	残高		うち中長期	
			非居住者		非居住者				非居住者		非居住者
現金・預け金	0010					預り金	0010				
譲渡性預金	0050					譲渡性預金	0070				
コール・ローン	0060					コール・マネー	0080				
有価証券	0080					借入金	0100				
貿易手形	0120					有価証券	0170				
輸出手形	0130					未払送金為替	0180				
輸入手形	0150					本支店勘定	0190				
うちB/Cユーザンス	0170					特別国際金融取引勘定振替	0200				
貸付金	0180					その他	0210				
本支店勘定	0190					うち未整理等	0240				
特別国際金融取引勘定振替	0200					負債計	0220				
その他	0210										
うち未整理等	0240										
資産計	0220										

(記入要領)

- 西暦により記入すること。
- 「責任者の氏名」欄には、報告の提出について授權された者の氏名を記入すること。
- 本報告書は、毎月末日における対外取引に係る資産及び負債を対象(支払承諾勘定及び同見返勘定を除く。)とし、次に掲げる区分に従い別葉に作成すること。なお、米ドル以外の外国通貨については、米ドルに換算の上、記入すること。
 - 「外貨建本邦店分」：本邦店の外貨建資産及び外貨建負債(信託業務を兼営する銀行等が信託勘定で行うものを除く。)を対象とする。
 - 「円建本邦店分」：本邦店の非居住者に対する本邦通貨建資産(輸入手形を含む。)及び本邦通貨建負債(信託業務を兼営する銀行等が信託勘定で行うものを除く。)並びに居住者に対する本邦通貨建資産及び本邦通貨建負債のうち、特別国際金融取引勘定に経理されているものを対象とする。
 - 「うち特金勘定分」：特別国際金融取引勘定承認金融機関のみ報告を要する。
 - 「外貨建本邦店信託勘定分」：金銭の信託、有価証券の信託及び金銭債権の信託に係るものを対象とする。
 - 「円建本邦店信託勘定分」：非居住者に対する金銭の信託、有価証券の信託及び金銭債権の信託に係る本邦通貨建資産及び本邦通貨建負債を対象とする。
 - 「外貨建海外店分」及び「円建海外店分」：海外店を有する本邦の銀行等のみ報告を要する。なお、「海外店分」の報告書には「貸付金」欄を除き「非居住者」欄の記入は要しない。
- 「うち中長期」欄には、原契約期間が1年を超えるものを記入すること。
- 「輸入手形」の「うちB/Cユーザンス」欄は、当該科目を識別できる場合に記入すること(識別できない場合には記入をしなくても差し支えない。)

財務大臣殿
(日本銀行経由)

【記入例】

欄には記入しないこと。

資産負債状況報告書

(2014年 1月末現在)

根拠法規：外国為替の取引等の
報告に関する省令

主務官庁：財務省

報告年月日： 2014. 02. 15

報告者：

名称及び いろは銀行

代表者の氏名

所在地

責任者の氏名 いろは 太郎

担当者の氏名(電話番号) いろは 次郎(03-1234-5678)

該当分に○(数字は計表ID)

外貨建	円建	
011	○ 041	本邦店分
012	042	うち特金勘定分
014	044	本邦店信託勘定分
013	043	海外店分

計表ID(3桁)	041
金融機関コード(5桁)	00789

該当なし

(単位:百万米ドル、億円)

資産	コード	残高		うち中長期		負債	コード	残高		うち中長期	
			非居住者		非居住者				非居住者		非居住者
現金・預け金	0010					預り金	0010				
譲渡性預金	0050					譲渡性預金	0070				
コール・ローン	0060					コール・マネー	0080				
有価証券	0080					借入金	0100				
貿易手形	0120					有価証券	0170				
輸出手形	0130					未払送金為替	0180				
輸入手形	0150					本支店勘定	0190				
うちB/Cユーザンス	0170					特別国際金融取引勘定振替	0200				
貸付金	0180					その他	0210				
本支店勘定	0190					うち未整理等	0240				
特別国際金融取引勘定振替	0200					負債計	0220				
その他	0210										
うち未整理等	0240										
資産計	0220										

(記入要領)

- 西暦により記入すること。
- 「責任者の氏名」欄には、報告の提出について授權された者の氏名を記入すること。
- 本報告書は、毎月末日における対外取引に係る資産及び負債を対象(支払承諾勘定及び同見返勘定を除く。)とし、次に掲げる区分に従い別葉に作成すること。なお、米ドル以外の外国通貨については、米ドルに換算の上、記入すること。
 - 「外貨建本邦店分」：本邦店の外貨建資産及び外貨建負債(信託業務を兼営する銀行等が信託勘定で行うものを除く。)を対象とする。
 - 「円建本邦店分」：本邦店の非居住者に対する本邦通貨建資産(輸入手形を含む。)及び本邦通貨建負債(信託業務を兼営する銀行等が信託勘定で行うものを除く。)並びに居住者に対する本邦通貨建資産及び本邦通貨建負債のうち、特別国際金融取引勘定に経理されているものを対象とする。
 - 「うち特金勘定分」：特別国際金融取引勘定承認金融機関のみ報告を要する。
 - 「外貨建本邦店信託勘定分」：金銭の信託、有価証券の信託及び金銭債権の信託に係るものを対象とする。
 - 「円建本邦店信託勘定分」：非居住者に対する金銭の信託、有価証券の信託及び金銭債権の信託に係る本邦通貨建資産及び本邦通貨建負債を対象とする。
 - 「外貨建海外店分」及び「円建海外店分」：海外店を有する本邦の銀行等のみ報告を要する。なお、「海外店分」の報告書には「貸付金」欄を除き「非居住者」欄の記入は要しない。
- 「うち中長期」欄には、原契約期間が1年を超えるものを記入すること。
- 「輸入手形」の「うちB/Cユーザンス」欄は、当該科目を識別できる場合に記入すること(識別できない場合には記入をしなくても差し支えない。)

財務大臣殿
(日本銀行経由)

【記入例】

欄には記入しないこと。

資産負債状況報告書

(2014年 1 月末現在)

根拠法規：外国為替の取引等の

報告に関する省令

主務官庁：財務省

報告年月日： 2014. 02. 15

報告者：

名称及び いろは銀行

代表者の氏名

所在地

責任者の氏名 いろは 太郎

担当者の氏名(電話番号) いろは 次郎(03-1234-5678)

該当分に○(数字は計表ID)

外貨建	円建	
011	041	本邦店分
012	○ 042	うち特金勘定分
014	044	本邦店信託勘定分
013	043	海外店分

計表ID(3桁)	042
金融機関コード(5桁)	00789

該当なし

(単位:百万米ドル、億円)

資産	コード	残高		うち中長期		負債	コード	残高		うち中長期	
			非居住者		非居住者				非居住者		非居住者
現金・預け金	0010					預り金	0010				
譲渡性預金	0050					譲渡性預金	0070				
コール・ローン	0060					コール・マネー	0080				
有価証券	0080					借入金	0100				
貿易手形	0120					有価証券	0170				
輸出手形	0130					未払送金為替	0180				
輸入手形	0150					本支店勘定	0190				
うちB/Cユーザンス	0170					特別国際金融取引勘定振替	0200				
貸付金	0180					その他	0210				
本支店勘定	0190					うち未整理等	0240				
特別国際金融取引勘定振替	0200					負債計	0220				
その他	0210										
うち未整理等	0240										
資産計	0220										

(記入要領)

- 西暦により記入すること。
- 「責任者の氏名」欄には、報告の提出について授權された者の氏名を記入すること。
- 本報告書は、毎月末日における対外取引に係る資産及び負債を対象(支払承諾勘定及び同見返勘定を除く。)とし、次に掲げる区分に従い別葉に作成すること。なお、米ドル以外の外国通貨については、米ドルに換算の上、記入すること。
 - 「外貨建本邦店分」：本邦店の外貨建資産及び外貨建負債(信託業務を兼営する銀行等が信託勘定で行うものを除く。)を対象とする。
 - 「円建本邦店分」：本邦店の非居住者に対する本邦通貨建資産(輸入手形を含む。)及び本邦通貨建負債(信託業務を兼営する銀行等が信託勘定で行うものを除く。)並びに居住者に対する本邦通貨建資産及び本邦通貨建負債のうち、特別国際金融取引勘定に経理されているものを対象とする。
 - 「うち特金勘定分」：特別国際金融取引勘定承認金融機関のみ報告を要する。
 - 「外貨建本邦店信託勘定分」：金銭の信託、有価証券の信託及び金銭債権の信託に係るものを対象とする。
 - 「円建本邦店信託勘定分」：非居住者に対する金銭の信託、有価証券の信託及び金銭債権の信託に係る本邦通貨建資産及び本邦通貨建負債を対象とする。
 - 「外貨建海外店分」及び「円建海外店分」：海外店を有する本邦の銀行等のみ報告を要する。なお、「海外店分」の報告書には「貸付金」欄を除き「非居住者」欄の記入は要しない。
- 「うち中長期」欄には、原契約期間が1年を超えるものを記入すること。
- 「輸入手形」の「うちB/Cユーザンス」欄は、当該科目を識別できる場合に記入すること(識別できない場合には記入をしなくても差し支えない。)

財務大臣殿
(日本銀行経由)

【記入例】

欄には記入しないこと。

資産負債状況報告書

(2014年 1月末現在)

根拠法規：外国為替の取引等の
報告に関する省令
主務官庁：財務省

報告年月日： 2014.02.15

報告者：

名称及び いろは銀行

代表者の氏名

所在地

責任者の氏名 いろは 太郎

担当者の氏名(電話番号) いろは 次郎(03-1234-5678)

該当分に○(数字は計表ID)

外貨建	円建	
011	041	本邦店分
012	042	うち特金勘定分
014	044	本邦店信託勘定分
013	○ 043	海外店分

計表ID(3桁)	043
金融機関コード(5桁)	00789

該当なし

(単位:百万米ドル、億円)

資産	コード	残高		うち中長期		負債	コード	残高		うち中長期	
			非居住者		非居住者				非居住者		非居住者
現金・預け金	0010					預り金	0010				
譲渡性預金	0050					譲渡性預金	0070				
コール・ローン	0060					コール・マネー	0080				
有価証券	0080					借入金	0100				
貿易手形	0120					有価証券	0170				
輸出手形	0130					未払送金為替	0180				
輸入手形	0150					本支店勘定	0190				
うちB/Cユーザンス	0170					特別国際金融取引勘定振替	0200				
貸付金	0180					その他	0210				
本支店勘定	0190					うち未整理等	0240				
特別国際金融取引勘定振替	0200					負債計	0220				
その他	0210										
うち未整理等	0240										
資産計	0220										

(記入要領)

- 西暦により記入すること。
- 「責任者の氏名」欄には、報告の提出について授權された者の氏名を記入すること。
- 本報告書は、毎月末日における対外取引に係る資産及び負債を対象(支払承諾勘定及び同見返勘定を除く。)とし、次に掲げる区分に従い別葉に作成すること。なお、米ドル以外の外国通貨については、米ドルに換算の上、記入すること。
 - 「外貨建本邦店分」：本邦店の外貨建資産及び外貨建負債(信託業務を兼営する銀行等が信託勘定で行うものを除く。)を対象とする。
 - 「円建本邦店分」：本邦店の非居住者に対する本邦通貨建資産(輸入手形を含む。)及び本邦通貨建負債(信託業務を兼営する銀行等が信託勘定で行うものを除く。)並びに居住者に対する本邦通貨建資産及び本邦通貨建負債のうち、特別国際金融取引勘定に経理されているものを対象とする。
 - 「うち特金勘定分」：特別国際金融取引勘定承認金融機関のみ報告を要する。
 - 「外貨建本邦店信託勘定分」：金銭の信託、有価証券の信託及び金銭債権の信託に係るものを対象とする。
 - 「円建本邦店信託勘定分」：非居住者に対する金銭の信託、有価証券の信託及び金銭債権の信託に係る本邦通貨建資産及び本邦通貨建負債を対象とする。
 - 「外貨建海外店分」及び「円建海外店分」：海外店を有する本邦の銀行等のみ報告を要する。なお、「海外店分」の報告書には「貸付金」欄を除き「非居住者」欄の記入は要しない。
- 「うち中長期」欄には、原契約期間が1年を超えるものを記入すること。
- 「輸入手形」の「うちB/Cユーザンス」欄は、当該科目を識別できる場合に記入すること(識別できない場合には記入をしなくても差し支えない。)

財務大臣殿
(日本銀行経由)

【記入例】

欄には記入しないこと。

資産負債状況報告書

(2014年 1月末現在)

根拠法規：外国為替の取引等の
報告に関する省令
主務官庁：財務省

報告年月日： 2014.02.15

報告者：

名称及び いろは銀行

代表者の氏名

所在地

責任者の氏名 いろは 太郎

担当者の氏名(電話番号) いろは 次郎(03-1234-5678)

該当分に○(数字は計表ID)

外貨建	円建	
011	041	本邦店分
012	042	うち特金勘定分
014	○ 044	本邦店信託勘定分
013	043	海外店分

計表ID(3桁)	044
金融機関コード(5桁)	00789

該当なし

(単位:百万米ドル、億円)

資産	コード	残高		うち中長期		負債	コード	残高		うち中長期	
			非居住者		非居住者				非居住者		非居住者
現金・預け金	0010					預り金	0010				
譲渡性預金	0050					譲渡性預金	0070				
コール・ローン	0060					コール・マネー	0080				
有価証券	0080					借入金	0100				
貿易手形	0120					有価証券	0170				
輸出手形	0130					未払送金為替	0180				
輸入手形	0150					本支店勘定	0190				
うちB/Cユーザンス	0170					特別国際金融取引勘定振替	0200				
貸付金	0180					その他	0210				
本支店勘定	0190					うち未整理等	0240				
特別国際金融取引勘定振替	0200					負債計	0220				
その他	0210										
うち未整理等	0240										
資産計	0220										

(記入要領)

- 西暦により記入すること。
- 「責任者の氏名」欄には、報告の提出について授權された者の氏名を記入すること。
- 本報告書は、毎月末日における対外取引に係る資産及び負債を対象(支払承諾勘定及び同見返勘定を除く。)とし、次に掲げる区分に従い別葉に作成すること。なお、米ドル以外の外国通貨については、米ドルに換算の上、記入すること。
 - 「外貨建本邦店分」：本邦店の外貨建資産及び外貨建負債(信託業務を兼営する銀行等が信託勘定で行うものを除く。)を対象とする。
 - 「円建本邦店分」：本邦店の非居住者に対する本邦通貨建資産(輸入手形を含む。)及び本邦通貨建負債(信託業務を兼営する銀行等が信託勘定で行うものを除く。)並びに居住者に対する本邦通貨建資産及び本邦通貨建負債のうち、特別国際金融取引勘定に経理されているものを対象とする。
 - 「うち特金勘定分」：特別国際金融取引勘定承認金融機関のみ報告を要する。
 - 「外貨建本邦店信託勘定分」：金銭の信託、有価証券の信託及び金銭債権の信託に係るものを対象とする。
 - 「円建本邦店信託勘定分」：非居住者に対する金銭の信託、有価証券の信託及び金銭債権の信託に係る本邦通貨建資産及び本邦通貨建負債を対象とする。
 - 「外貨建海外店分」及び「円建海外店分」：海外店を有する本邦の銀行等のみ報告を要する。なお、「海外店分」の報告書には「貸付金」欄を除き「非居住者」欄の記入は要しない。
- 「うち中長期」欄には、原契約期間が1年を超えるものを記入すること。
- 「輸入手形」の「うちB/Cユーザンス」欄は、当該科目を識別できる場合に記入すること(識別できない場合には記入をしなくても差し支えない。)